

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. 57
2014.9

議会だより

平成26年
第2回定例会



加賀須野橋開通式



目次

- 議決の結果及び内容..... 2 ページ
- 町政に対する一般質問 4 ページ
- 常任委員会委員長レポート 6 ページ
- 第一回臨時会／閉会中の継続調査報告 10 ページ
- 全員協議会報告／視察の受け入れ／
第二十三回徳島県町村議会議員研修会 11 ページ
- 一般質問の一問一答方式とは／編集後記..... 12 ページ

発行／徳島県松茂町議会
 編集／松茂町議会広報特別委員会
 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

■ 平成26年第1回臨時会

議決の結果及び内容（詳しくは会議録をご覧ください。図書館にあります。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第32号	高速道路利便増進事業に関する計画 ((仮称)松茂スマートIC事業)の実施に伴う工事の施行に関する 平成26年度契約締結について ◆契約金額：142,031,492円 契約の相手方：西日本高速道路株式会社四国支社	26年4月30日	原案可決

■ 平成26年第2回定例会

議決の結果及び内容（詳しくは会議録をご覧ください。図書館にあります。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ◆人権擁護委員として、藤井一氏（再任）、武田敏明氏（新任）を推薦することに異議なしと答申する。	26年6月9日	原案可決
同意第2号	固定資産評価員の選任について ◆固定資産評価員として、税務課長の南東稔氏を選任することに同意。	26年6月9日	同意
	農業委員の推薦について ◆議会推薦の農業委員として広瀬憲発氏、一森敬司氏を推薦。	26年6月9日	原案可決
報告第2号	松茂町土地開発公社平成26年度事業計画及び予算並びに平成25年度決算に関する書類の提出について ◆松茂町土地開発公社平成25年度収入支出決算及び平成26年度予算についての報告。	26年6月9日	報告済
報告第3号	平成25年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について ◆次の各事業を平成26年度に繰越することの報告。 障害者システム改修事業繰越額 1,286,000円 子ども・子育て支援新制度システム導入事業繰越額 9,500,000円 子ども・子育て支援計画策定事業繰越額 2,700,000円 豊久排水機場屋外タンク更新事業繰越額 6,300,000円 長岸津波避難場所建設事業繰越額 12,000,000円 都市計画基礎調査事業繰越額 288,000円	26年6月9日	報告済
報告第4号	平成25年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について ◆次の事業を平成26年度に繰越することの報告。 流域下水道事業負担金繰越額 2,331,000円	26年6月9日	報告済
報告第5号	平成25年度松茂町水道特別会計継続費繰越計算について ◆次の事業を平成26年度に繰越することの報告。 上水道拡張事業繰越額 26,213,000円	26年6月9日	報告済
報告第6号	専決処分の報告について 専決第3号 長原地区下水道工事その7 変更請負契約締結について ◆工事の変更契約 :3,302,250円減額	26年6月9日	報告済
発議第2号	議員派遣の件	26年6月9日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 専決第 4 号 松茂町税条例の一部を改正する条例 ◆固定資産税の減額措置及びわがまち特例の導入や法人住民税の法人税割、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収制度や軽自動車税の見直しなど、本町税条例の関連部分を改正。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 5 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ◆後期高齢者支援金等課税限度額及び介護納付金課税限度額の引き上げと国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大などの改正。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 6 号 松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例 ◆社会教育委員の委嘱基準を条例に定めることの改正。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 7 号 平成 2 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 5 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 117,758,000 円を追加し、総額を 5,477,486,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 8 号 平成 2 5 年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 724,000 円を減額し、総額を 104,266,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 9 号 平成 2 5 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 13,824,000 円を減額し、総額を 497,116,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	承認
	専決第 1 0 号 平成 2 5 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 4 号） ◆既定の上水道拡張事業の継続費の平成 2 5 年度の年度割額に 27,242,000 円を追加し、年割額を 131,342,000 円とする。その結果、総額を 396,433,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	承認
議案第 3 3 号 平成 2 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,707,000 円を追加し、総額を 5,465,207,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	原案可決	
議案第 3 4 号 平成 2 6 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,300,000 円を追加し、総額を 1,613,193,000 円とする。	26 年 6 月 20 日	原案可決	
委員会の閉会中の継続調査について ◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。	26 年 6 月 20 日	原案可決	

追加議案

議案第 3 5 号 長原地区下水道工事その 8 請負契約締結について ◆契約金額：81,108,000 円 契約の相手方：大東興業株式会社	26 年 6 月 20 日	原案可決
議案第 3 6 号 工業団地下水道工事その 2 請負契約締結について ◆契約金額：118,584,000 円 契約の相手方：兼子建設株式会社	26 年 6 月 20 日	原案可決

ここが聞きたい!

町政に対する一般質問

本年の第二回目の定例会が六月九日から二十日にかけて開催されました。二日目に当たる六月十一日には一般質問が行われました。

今回から、一問一答方式を採用し、質問議員と回答者が対面しながら質疑する方式に変更しました。これにより傍聴している方には内容がわかりやすくなったのではないかと思います。

今回は、質問議員、回答者ともに、新しい方式にやや戸惑いながらも、財政問題、防災対策といった町の将来に関する質疑が活発に行われました。

一般質問議員一覧

佐藤 富男議員
立井 武雄議員
春藤 康雄議員

佐藤 富男 議員



1 ふるさと納税について



ふるさと納税制度が始まり五年が経過した。昨年八月の徳島新聞の記事によると、県下自治体で、ふるさと納税収入の一位は三好市で五千九百万円、当町は十二位で八百七十一万円だった。当町の特徴としては、三百万円と二百万円の大口がそれぞれ二口、一口で、大半を占めるところだ。確かに当町は財政力指数も県内トップで財政的には良

好な環境にはあるが、今後の町政運営を考えると、更なる歳入増加に努めるべきである。

ふるさと納税をさせていただくと、その額に応じて、その自治体の特産品が贈られるという特典が魅力となっていて、各自治体とも、ホームページ等で我がまちの特産品のPRに努めている。しかし、当町のホームページを見ても、そのような記事は見当たらない。また自治体の中には、民間会社のサービス（増収のノウハウを提供するセミナーの開催、事務代行等）を利用して、ふるさと納税の増収を図っているところもある。町は、このような民間会社のサービスを利用することも検討しているか。

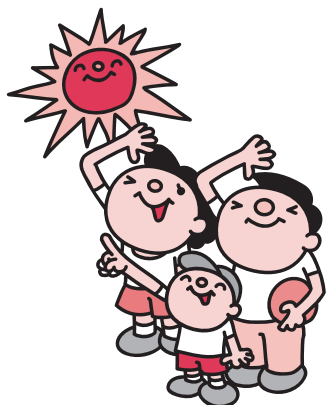
とにかく町も、特産品のPRなどに努め、ふるさと納税の増収をもっと積極的に図り、三好市に迫ってはどうか。



ふるさと納税は、ふるさとを離れた人たちが、ふ

るさを応援するために寄附することが本来の制度の趣旨ですが、議員ご指摘のように、現在では、その土地の特産品を期待して寄附される方が多いのが実情です。そこで町としましても、今後、町の特産品紹介記事の充実等、ホームページの内容を改善するとともに、季節に合わせた特産品の提供に努めるなど、ふるさと納税の増収につながる努力をいたします。

ただ、議員ご紹介の民間会社のサービス利用については、当然、その対価として成功報酬の支払も発生し、このこと自体が制度の本来の趣旨と大きく異なる上、納税をいただいた方々の思いに反した使途に使われることになるので、同サービスを活用する予定はありません。



立井武雄

議員



2 地域の貴重な歴史資料の防災対策について

Q 将来発生が予想される南海トラフ地震では、当然、人命救助が最優先されるが、その対応の後には、当町に伝わる貴重な文化財や歴史資料の救助についても考えなくてはいけない。

そもそも町内には、どれほどの文化財や貴重な歴史資料があるのか。文化庁が東日本大震災に際して実施した文化財レスキュー事業の報告書によると、存在する歴史資料の規模に比べて、各自治体は他機関・自治体への協力要請・体制を整えるように促している。町は現在、どのような体制を準備しているのか。

私が思うに、平時においてこそ、文化財・歴史資料の救助について、県内外の研究機関や施設、自治体との相互協力体制、ネットワークづくりをしておくべきである。ふるさとの思い出、歴史の記録はかけがえのないものであり、一度失われたら復元は困難である。地域に伝わる貴重な文化遺産は後世に残されなければいけない。このことをしっかりと心にとめ、今後とも文化財・歴史資料の被災対策に努めていただきたい。

A 現在、町には国・県・町の指定文化財が三十三件のほか、歴史民俗資料館と三木文庫の収蔵点数が合わせて約六万五千点あります。

議員からは、文化財・歴史資料の被災救助対策として、平時からのネットワークづくりの大切さをご指摘いただきました。町も、そのご意見には大いに賛成で、熱心に取り組んでいます。現在、県内各地で文化財等の被災救助体制づくりとして、例えば歴史資料保全ネットワーク徳島の設立

等が進んでいます。町もこのような活動に積極的に参加しています。また県外との協力も、県の方で、他県（鳥取県、兵庫県）との相互協力体制を組んでいます。今後も、これらの動きの情報収集に努め、県内外と広く協力体制の構築を進め、貴重なふるさとの文化遺産を後世に伝えていきたいと考えています。

春藤康雄

議員



3 津波避難タワーの設置について

Q 南海トラフ地震に備え、国では法律の改正や科学的知見に基づく被害想定及び被災対策の検討が進められているが、当町においても、平成二十三年六月には議員発議

による地震・津波対策特別委員会の設置、また町長の津波犠牲者を一人も出さないという本年三月の所信表明を受けての津波防災ハザードマップの全戸配布も完了し、地域防災計画の見直し等々、南海トラフ地震への対策は着実に進んでいると思う。

そのような中で、現在、町は津波避難ビルを四十五カ所指定しているが、どのような経緯や基準で決めたのか。避難ビルまでの避難距離が長い地区や沿岸地帯の長原地区やニュータウン等に津波避難タワーを設置してはどうか。

また現在、新戸入居者をはじめ、町内の自主防災組織（自治会）に加入されていない方々が非常に多い。このような方々を対象に指導、保護、自助の協力講習会を実施しようという取り組みが、自治連合会を中心になされている。このような取り組みに対する町の見解を関連して伺いたい。

A 津波避難ビルの指定については、地域の皆様のご

意見を伺った上、消防庁から出された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書に示された基準案に基づき、耐震性に優れたビルを選定の上、指定したものです。ただし、その基準案では避難速度を毎秒一メートルとしていますが、これは高齢者や障害者等のいわゆる避難弱者の方の現実を考えると、やや無理があると町も認識し、現在、避難限界距離等の再検討を行っています。

このような再検討を経て、町としては、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定に基づく国からの補助金を受け、町内各地区の状況に合わせて、津波避難タワーの設置など避難場所の確保について検討したいと考えています。また、ハード面の整備だけではなく、登下校時の児童生徒の避難等々のソフト面でも、しっかりと訓練していきます。

関連質問の自主防災組織未加入者の問題についても、今後、自治連合会等、関係する皆様のご助言をいただきながら、しっかりと対応に努めます。

常任委員会 委員長レポート

第二回定例会における委員長報告は次のとおりです。(各会計の補正予算総額等は、議決の結果及び内容をご覧ください。)

総務常任委員会



委員長 原田 幹夫

付託された承認案件の専決二件と議案一件は、原案のとおり可決いたしました。この審議の中での主なものを報告いたします。

松茂町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律及び政令並びに省令がそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから、平成二十

六年三月三十一日をもって松茂町税条例の一部を改正する条例を専決処分に付したものです。

条例改正の主な内容については、次のとおりです。

一点目は、地方法人課税の偏在是正のための税制改正に伴う法人住民税の税率の見直しです。地方税法に規定されている市町村民税の法人税割の標準税率が十二・三%から九・七%に、制限税率が十四・七%から十二・一%にそれぞれ引き下げられたこととともない、現行の法人税割の税率十三・五%を十一・五%に二%引き下げるもので、改正後の税率適用は、平成二十六年十月一日以降に開始する事業年度分からです。

二点目は、固定資産税の減額措置及びわがまち特例の導入に関するものです。

固定資産税において浸水防止用設備、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置を創設するものです。また特定の公害防止施設に係る課税標準の特例措置について対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入したうえ、適用期限を二年延長するものです。

三点目は、既存建物の耐震改修に係る固定資産税の特例措置です。

住宅に関しては、平成十八年度から耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の特例措置が定められています。耐震改修促進法の改正に伴い、病院や旅館など不特定多数の者が利用する大規模建築物等で耐震診断の結果により国の補助を受けて耐震改修工事を実施した建築物に対して固定資産税の特例措置を創設するものです。

四点目は、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収制度の見直しです。年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため仮徴収額を前年度の年税額の二分の一に相当する額に改正するもので、平成二十八年十月一日以降に実施する特別徴収から適用されず。

五点目は、軽自動車税の見直しです。

原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車について平成二十七年度分から税額を現行の約一・五倍に引き上げるもので、引き上げ後の税額が二千円に満たない場合は、二千円とするものです。

次に、三輪以上の軽自動車並びに

小型特殊自動車の税額を平成二十七年分分から自家用乗用車にあつては現行の一・五倍に、その他の区分の車両にあつては現行の約一・二五倍に引き上げるものです。

なお、三輪以上の軽自動車にあつては、平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたものについてのみ、改正後の税額を適用するものです。

また、このたびの法改正で、軽自動車について環境性能のよい自動車を普及していくという観点から、平成二十八年度分から最初の新規検査から十三年を経過した軽四輪車等について、おおむね二十%を上乗せする重課税を導入するものです。

最後に、施行期日は、附則において別途指定のあるもの以外は平成二十六年四月一日を施行期日としています。次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q このたびの税条例の改正は、なぜ改正するのですか。

A 国において地方税法の改正により本町税条例を改正するものです。

Q 法人町民税の税率はどのような考え方で決めたのですか。

A 法人町民税の税率は地方税法の中で制限税率が定められており、このたびの改正で制限税率が引き下げられたので、本町はこれまでの経緯等を斟酌して法人町民税の税率を決定しています。

**平成二十五年松茂町一般
会計補正予算（第五号）（所
管分）**

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。なお、歳入増加分と歳出不用額を財政調整基金及び生活環境整備基金に積み立てました。質疑はありませんでした。

**平成二十六年松茂町一般
会計補正予算（第一号）（所
管分）**

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百七十万円を増加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億六千五百二十万七千円とするものです。歳入の繰越金は、このたびの補

正の一般財源として補正するものです。

歳出の危機管理費を五百万円増額補正するものです。これは、松茂町が南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されたことを受け、津波避難対策緊急事業計画を策定するための経費を計上するものです。質疑はありませんでした。

産業建設常任委員会



委員長 一森 敬司

付託されました承認案件の専決四件と議案一件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

**平成二十五年松茂町一般
会計補正予算（第五号）（所
管分）**

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 町営住宅の空き状況はどうなっていますか。

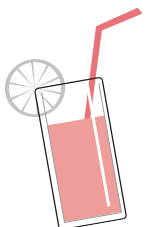
A 町営住宅のうち特に空いているのは、中喜来団地の特定公共賃貸住宅で十二戸のうち七戸が空いています。

Q 中喜来団地の特定公共賃貸住宅について建築から二十年が経過しており空きが多いのであれば家賃を下げたらどうですか。

A 家賃の算定要領を参考に特定公共賃貸住宅の家賃を定めています。国の補助を受け建設していることから家賃について制限もありますが考えてみたい。

Q 土木事業費の工事請負費が減額されているが、要望箇所がたくさんあるが減額した理由は。

A 二次製品のコンクリート矢板を打設する工事を予定しておりますが、消費税引き上げや東北地方の復興などの特需でコンクリート矢板の製造に不測の期間を要したため施工を取りやめたものです。



**平成二十五年松茂町農業
集落排水特別会計補正予算
(第三号)**

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。

農業集落排水の本年三月末現在の接続状況は、長岸地区が加入四十九戸に対し、接続が四十六戸で約九三・九%、中喜来地区が加入百九十七戸に対し、接続が百二十八戸で約六五%、北川向地区が加入百八十一戸に対し、接続が百三十二戸で約七二・九%、事業全体三地区合わせて加入四百二十七戸に対し、接続が三百六戸で接続率は約七十一・七%です。質疑はありませんでした。

**平成二十五年松茂町公共
下水道特別会計補正予算
(第三号)**

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。

公共下水道の本年三月末現在の接続状況については、公共汚水ます設置戸数一千二十六戸に対し、接続完了戸数五百六十二戸で、約五十四・八%の接続率です。質疑はありませんでした。

**平成二十五年松茂町水道
特別会計補正予算(第四号)**

資本的支出の建設改良費の上水道拡張事業は平成二十五、二十六年年度の二力年の継続費を計上しており、平成二十五年年度の事業実績の確定により補正をするものです。次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 都会で杭について問題がでているが、この工事の杭は問題ないのですか。

A 平成十八年の柱状データと今年二力所調査ボーリングを実施し三力所のデータを解析した結果により杭長を検証しています。さらに施工に際しては支持層に杭が到達したことを確認するよう徹底します。

**平成二十六年松茂町一般
会計補正予算(第一号)(所
管分)**

歳入において、衛生使用料で四十五万九千円を増額補正は、現在、豊久墓地に二区画の空きがあり、その墓地の使用料を計上するものです。農林水産業費県補助金で百八十万円

の増額補正は、新規就農総合支援事業補助金で百五十万円、農地集積協力金交付事業補助金で三十万円をそれぞれ増額補正するもので、補助率は百%です。

歳出において清掃総務費で二十二万九千円の増額補正は、豊久墓地一区画分の返還金です。農業振興費で百八十九万九千円の増額補正は、新規就農総合支援事業補助金で百五十万円を増額補正については、人農地プランに位置づけられた原則四十五歳未満の独立自営の就農者について年間百五十万円を最長五年間給付することができる制度です。

農地集積協力金交付事業補助金で三十万円の増額補正は、農地中間管理機構に対して農地を貸し付けた農地所有者に対して補助金を支払うものです。

次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 新規就農総合支援事業補助金の審査はどうするのですか。

A 人農地プランが策定されており、プランは年一回見直ししており、条件を満たしていれば人農地プランにのせた上で、補助金を出すか出さないかを審査します。

Q 農地集積協力金交付事業補助金について、十aの農地を貸し付けに協力した場合、補助金はいくら交付されますか。

A 十aから五十a以下の農地を協力した場合、三十万円です。五十aから二haの場合は五十万円、二haを超えると七十万円が農地所有の一世帯に補助金として交付されます。

教育民生常任委員会



委員長 佐藤 富男

付託された承認案件の専決三件と議案二件は、原案のとおり可決いたしました。

この審議の中での主なものを報告いたします。

**松茂町国民健康保険条例
の一部を改正する条例**

地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、松茂町国民健康保険条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから平成二十六年三月三十一日をもつ

て松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分にしたものです。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税限度額を十六万円に、介護納付金課税限度額を十四万円に、それぞれ改正するもので、その結果国民健康保険税課税限度額の合計が現行の七十七万円から八十一万円に引き上げるものです。また、国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するための改正をしています。施行期日は平成二十六年四月一日、平成二十六年以降の国民健康保険税について適用するものです。

質疑はありませんでした。

松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、松茂町社会教育委員条例に関連する部分について改正する必要があることから平成二十六年三月三十一日をもって松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。改正の主な内容は、本町の社会教育委員の委嘱の基準を条例に規定するものです。

質疑はありませんでした。

平成二十五年年度松茂町一般会計補正予算（第五号）（所管分）

歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したものです。次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 障害者福祉費の扶助費において補正額が大きくなっていますかその理由は。

A 主な理由として障害者自立支援給付費の中で介護支援する給付費と就労を支援する給付費及び障害児の通所等の給付費の不用額であり、扶助費については給付の予測がつかないため予算留保していたものです。

平成二十六年年度松茂町一般会計補正予算（第一号）（所管分）

民生所管分の歳出において、子育て支援費で三十七万一千円の増額補正です。

地域子育て支援センターで二ヶ月間臨時職員を雇用するため必要な予算を

補正するものです。

教育委員会所管分の歳入において、総合的な教師力向上のための調査研究事業の受託として教育費県委託金十五万円の増額補正で、補助率は百%です。歳出において、松茂小学校費で十五万円の増額補正で、松茂小学校において県委託の総合的な教師力向上のための調査研究事業を実施するための費用を補正したものです。次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 松茂小学校で教師力向上のためどのようなことをするのですか。

A 全国的に見て新任教師は途中でダウンすることが多くなっています。そのため、新任教師の研修のあり方について見直しをかけるために調査研究をするものです。

平成二十六年年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百三十万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ十六億一千三百九十九万三千円とするものです。

これは前期高齢者七十歳から七十

四歳の医療機関での窓口負担を一割から二割に変更する制度改正を受け必要な国民健康保険システムの改修を行うものです。

歳入の補正は、特別調整交付金を百三十万円増額補正するもので、歳出補正の財源として国費で百%の補助を歳入で見込んだものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 前期高齢者の医療機関での窓口負担が一割から二割に増えるという内容についてどのような考え方はありますか。

A 松茂町国民健康保険加入者の七十歳から七十四歳の方は、医療機関の窓口での自己負担割合について、今までは一割で凍結されていましたが、元々の凍結を解いて二割に戻しますということです。今、すでに一割の人はそのまま継続して、新しく七十歳になる方から二割にしていくものです。

Q それには所得は関係ないのですか。

A 所得は関係しており、高額所得者は、三割負担です。

第一回臨時会

四月三十日、第一回臨時会を開催し議案一件を審議し原案のとおり可決いたしました。主な質疑は次のとおりです。（詳細は、議決結果及び内容をご覧ください。）

高速道路利便増進事業に関する計画（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成二十六年年度契約締結について

Q 松茂スマートICの供用開始の時期はいつ頃ですか。

A 現在のところ平成二十六年年度中に開通の予定です。

閉会中の継続調査報告

産業建設常任委員会報告

六月三日、委員会を開催し建設課所管の平成二十五年事業実施箇所及び平成二十六年事業予定箇所の

うち主要な十五カ所を現地視察した後、担当課より詳細説明を受けましたので主要な内容を報告します。

平成二十五年事業実施竣工状況について

農業土木事業費の工事請負費において、中喜来地区外二カ所の水路改修工事を二千八百二十三万四千円、道路橋梁費の工事請負費において、（仮称）松茂スマートIC設置工事ほか十八件で二億三百三十八万円、補修費で町道舗装補修等で六百二十四万一千円、側溝等清掃費で十カ所を六百二十万八千円で行っており、合計二億四千四百六万三千円の事業を実施いたしました。

平成二十六年事業施行要望箇所について

農業土木事業費の工事請負費四千万円の前算で、豊岡地区の芦田鶴用排水路工事ほか三地区の工事を施工予定です。

道路橋梁費の工事請負費において、昨年に引き続き（仮称）松茂ス

マートIC設置工事ほか十五件、二億三千二百六十三万六千円、補修費では町道舗装補修等七百万円、道路側溝等清掃費七百七十万円の合計二億四千七百三十三万六千円を予定しています。農業土木事業費とあわせて総事業費は二億八千七百三十三万六千円を予定しています。

工事等の実施については、各自治会からの要望箇所の中で、各自治会ごとに優先順位の高い順に実施し、前年度からの継続箇所については優先的に施工し、早期完成を図ります。なお、早期に補修等が必要な箇所については、できるだけ早く対応します。

平成二十七年事業施行実施設計要望箇所について

平成二十七年に予定している工事の中で水路改修や道路改良など、事前に現地測量や実施設計書作成などが必要な場合は、本年度の農業土木事業費及び道路橋梁費の前算で行います。



○主な質疑は次のとおりです。

Q 徳島県が管理する河川堤防ののり面が傷んでいる。過去にも要望しているが徳島県に早く直すように要望してほしい。

A 堤防ののり面が崩れてきているということで、徳島県に要望します。

全員協議会報告

六月九日、全員協議会を開催し、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので主な内容を報告します。

【協議内容】

第四次松茂町総合計画（実施計画 平成二十六年版）について

第四次松茂町総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されており、平成十八年度から平成二十七年までの十年間の松茂町の進むべき方向を示すものです。実施計画は、基本構想、基本計画に則り三カ年計画として毎年見直しを行っています。

この会議では、平成二十五年度の事業実施と平成二十六年の実施計画について説明があり、平成二十五年度において、津波防災対策検討事業ほか六事業が完了し、平成二十六年は津波避難ビル表示板設置事業ほか三事業を新規事業として追加しましたという報告を受けました。

視察の受け入れ

五月二十六日に宮城県南三陸町議会総務常任委員会が、松茂町における防災対策の取り組みについて視察に来町されました。南三陸町は東日本大震災により多くの被災者が急遽仮設住宅での生活を余儀なくされています。南三陸町は過去にも津波の被害を受けその経験を活かして防災意識の高揚、施設整備など対策を講じていながらも、その予想をはるか



に超えた災害であったということでした。有意義な意見交換ができ南海トラフ地震に対する備えを再認識した次第です。

第二十三回徳島県町村議会議員研修会

五月十六日勝浦町農村環境改善センターで徳島県町村議会議長会主催による第二十三回徳島県町村議会議員研修会が開催されました。主な内容は次のとおりです。

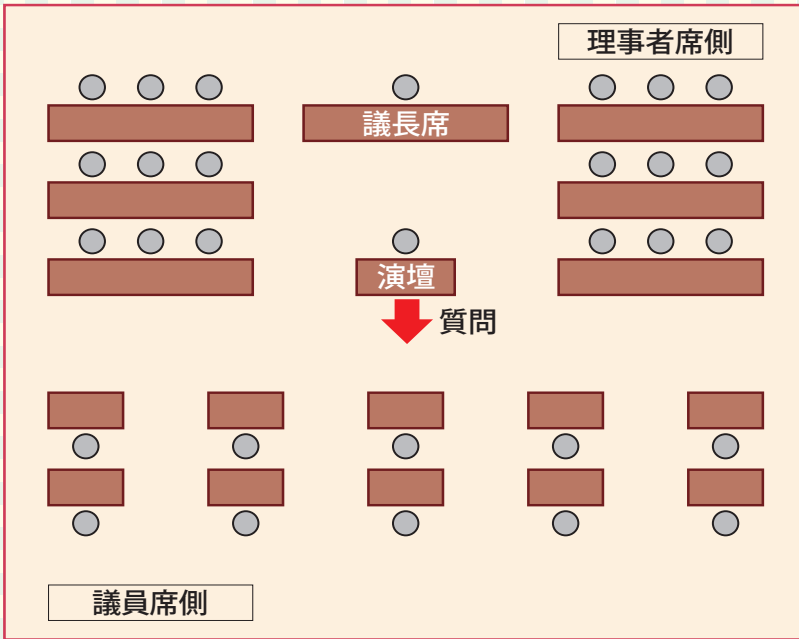
勝浦町の紹介として「みかん香るひなの里 かつうら」NPO法人阿波勝浦井戸端塾塾長 理事長 稲井稔氏より廃校を利用した都市と農村との交流を行うグリーンツーリズム事業、農村体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」の事業の取り組みにより雇用機会や農産物の販売の拡大など地域産業の振興や活性化につながっている。今後は、より多くの人々にとって「ずっと住み続けたいまち」となることを願っているという取り組みの紹介がありました。



続いて、スポーツジャーナリスト二宮清純氏が「スポーツを通じた地域づくり」ー徳島ヴォルティスJ1昇格ーと題して講演がありました。サッカーワールドカップブラジル大会の日本代表に選ばれた柿谷選手について育てたのは徳島ヴォルティスであるなど、地方クラブの重要性やスポーツが地域の文化や財産になることなど講演がありました。

一般質問の一問一答方式とは

従来方式のイメージ図

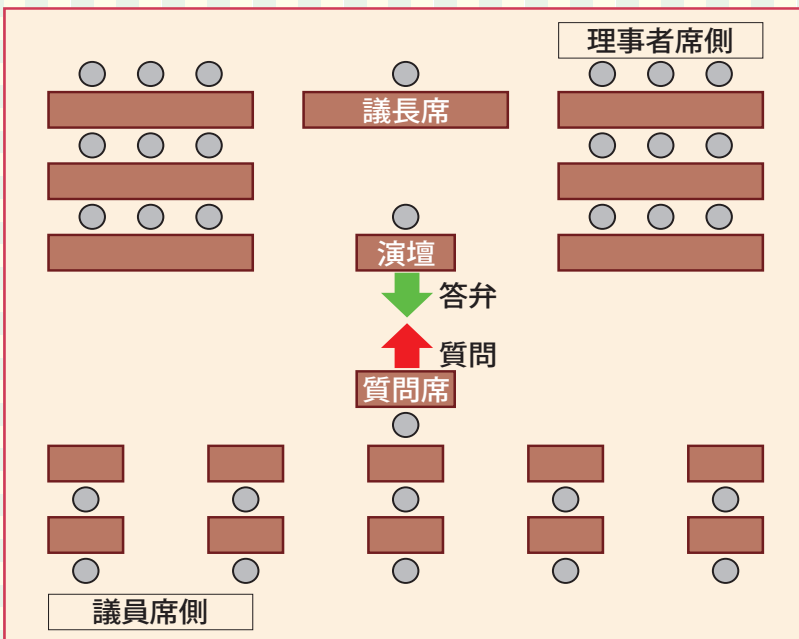


従来の一般質問の方式は

- ① 発言議員は、あらかじめ議長に提出している一般質問通告書に記載された質問事項をまとめて質問する。(一括質問)
- ② 町長は、質問された事項をまとめて答弁する。(一括答弁)
- ③ 発言議員は、町長の答弁が不十分な場合や追って聞きたい場合等については、再度質問する。(質問回数は3回まで)
- ④ 町長は、再度質問された事項について答弁する。



一問一答方式(対面)



一問一答方式の採用

本町議会では、平成26年第2回定例会(6月)から一般質問について一問一答方式を採用するとともに、質問席を設け町長に向かって質問するようにしました。

このことにより、議会での議論の活性化と町民の皆様にわかりやすい議会運営を図ります。

一問一答方式は、一問ごとに質問と答弁を繰り返すもので、質問と答弁がかみ合うので聴衆にもわかりやすいものです。一問一答方式の採用により質問回数を3回から5回に増やしました。

対面方式は、従前は一般質問者は登壇して議員席に向かい質問していましたが、町長に対しての質問であり、町長側に向かい質問するように質問席を設けました。

町議会を傍聴しませんか！

町議会の本会議は、どなたでも傍聴できます。

◆ 議会広報特別委員会

委員	池添 英明
委員	森合 靖
委員	春藤 康雄
委員	一森 敬司
委員	立井 武雄
副委員長	

人・車・船舶が安全で快適に通行できるようお互いマナーを守り、新しい加賀須野橋を地域のシンボルとして大切に利用しましょう。

新しい橋では橋脚の両側に塔を設け、橋桁をエレベーターのように上下移動させる昇開橋へと姿を変え、可動部の橋の長さは約四十五メートル、車線を一車線から二車線に増やし、自転車・歩行者道も新設されました。

車と歩行者との交通混雑がたびたび発生していましたが、

旧加賀須野橋は一九六一年に完成した全国でも数少ない可動式の跳開橋で、片側の回転軸を中心に橋桁を上下させ船舶等を通行させていました。可動部の橋の長さは約十五メートル、歩道のない一車線通行であったため、船舶による橋脚への接触事故や通勤通学時間帯には車と歩行者との交通混雑がたびたび発生していましたが、

この度、一般県道川内大代線にかかる「加賀須野橋」が架け替えられ、八月八日に新しい橋の開通式が開催されました。

編集後記